



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.93

発行：東濃西部広域行政事務組合

美容医療サービスを受ける前に気を付けること。

美容医療サービスに関する相談では、クリニックのウェブサイトの広告等が受診のきっかけとなるケースが多くみられます。そのため、美容医療のウェブ広告についても規制の対象となりました。規制内容は、自分にも同様の効果があると勘違いするおそれのある「治療の内容や効果に関する体験談」や治療等の主なリスクや副作用等の詳細な説明がない「誤認されるおそれのあるビフォーアフター写真等」の広告は禁止されました。禁止された広告を掲載しているクリニックは利用しないようにしましょう。規制に沿った広告をしているクリニックだとしても広告だけで判断するのではなく、複数の医療機関や様々な情報媒体から広く情報を収集し、リスクも踏まえた上で施術を受けるかどうか判断しましょう。不安な場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



フリマアプリで海外ブランドのカバンを購入。届いた商品は写真のものと同様だったが、よく確認すると偽物だった。出品者は自分も正規品と言われ購入したもののので、偽物ではないと返金に応じない。

売主は契約内容に沿った商品を提供する義務があり、約束を守れないのであれば、買主は減額、解除などの請求をすることができます。それは個人間売買においても変わりません。フリマでは消費者も売主になることができます。売主になった場合は、相応の責任が発生することを覚えておいてください。上記の相談の場合、売主は返金に応じる必要があります。

6月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14件
訪問販売	9件
訪問購入	0件
通信販売	64件
連鎖販売	4件
電話勧誘	32件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	15件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業